

さいたま市

農業委員会だより

No. 58

[2020.11 発行]



与野公園のバラ（中央区）

主な記事

- 令和3年度市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」の提出
- 農業委員会活動報告（農地の利用状況調査・菜の花の種まき）
- 農地の安心な貸し借りをお考えの方へ
- 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- やめよう！農地の違反転用



令和3年度市に対する 「農地等利用最適化推進施策に関する意見」の提出

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進をより効率的に実施するため、令和2年9月18日、清水勇人市長に「農地等利用最適化推進施策に関する意見」を提出しました。



市長への意見提出の様子
右から、清水市長、西形会長、石川会長職務代理者

1 ▶▶ 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 令和元年東日本台風などにより甚大な被害を受け、農業経営に不安を抱えている農家も多いため、早期復旧に向けた支援をすること。また、地域農業の実情と過去の災害の経験を考慮して、効率的かつ安心して農業経営が営めるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備を進めること。
- (2) 担い手への農業経営の支援として、高額な農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充するとともに、認定農業者や女性農業者の増加を図るため積極的に施策を展開すること。
- (3) 農地中間管理事業の制度について周知を図るとともに、申請から配分計画までをスピード感をもって迅速に進めるよう手続きを簡素化し、利用を促進するよう、農地中間管理機構に働きかけること。また、農地中間管理機構と認定農業者等との意見交換の機会を設け、担い手への集積・集約化を効率的に進めること。
- (4) 大規模経営や新規就農者の受入れが期待できる農地所有適格法人に対して、更なる税制面での優遇措置や資金補助を国等に働きかけること。
- (5) 担い手へ農地の貸付けを行った農地の所有者に対してだけでなく、借り手側にも協力金を交付するなど、担い手への優遇措置に重点を置き、農地の集積・集約化を促進すること。

2 ▶▶ 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 借り手の掘り起こしや借り手情報の充実を図ること。また、借受け希望者の情報を農業委員会と共有し、貸し手と借り手のマッチングを図ること。
- (2) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する新たな補助制度の創設や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。
- (3) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、相談窓口の設置や個別相談会の開催を行うこと。
- (4) 農地パトロールや現地調査などの現場活動を効率的に実施するため、タブレット等の導入に向けた予算措置を講じること。

3 ▶▶ 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者に必要な農業用機械・施設・作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みを構築するとともに、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。また、さいたま市農業交流施設整備基本計画に、新規就農者の支援として作業場や農機具置き場の設置並びにトラクター等の農業機械の貸出制度等の創設を検討すること。
- (2) 新規就農を希望する人への相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。また、農業大学校やその他専門学校の卒業者への新規参入の働きかけや学校等の教育現場での農業体験を交えて、農業の大切さを広く周知し将来の担い手の育成を図ること。
- (3) 関係機関と連携して新規就農者との意見交換会を開催し、新規就農の課題の把握や対策の検討を行いながら、農業者として自立可能なモデルケースを提示するなど、新規参入の促進を図ること。
- (4) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、JA等との連携による技術指導や研修制度を充実させるとともに税制面での優遇措置を国等に働きかけること。また、指導農業士への研修会や意見交換会などの支援策を強化すること。
- (5) 農業用施設の設置条件等の規制を緩和するとともに、資金補助制度や税制面での優遇措置等を国等に働きかけること。

4 ▶▶ 見沼田圃に係る要望

- (1) 見沼田圃は、台風等の降雨時に市街地への冠水を防止するため、遊水機能を有しているが、その大半は個人所有の財産であることから、遊水機能を個人の財産に依存するのではなく、河川改修や調節池を早期に整備すること。
- (2) 公有地として埼玉県が買取を行うには一定の条件が必要となるが、近年での買取実績はほとんど無く、公有地化が進んでいない状況であることから、荒廃農地化の抑制や個人の財産に依存しない遊水機能を確保するための取組として、公有地化を積極的に推進すること。
- (3) 見沼田圃は全体で約1,260ヘクタールの大規模な緑地等の空間で、貴重な緑地空間として保全すべきものであるが、道路を隔てて市街化区域となる縁辺部においては、宅地化が進み、遊水機能を有していない地域もあり、合理的な土地活用が必要なことから、緑地等を保全すべき場所と宅地化して遊水機能を有していない地域を改めて見直し、見沼田圃区域の再編成について県と協議すること。
- (4) 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱」では、「農地」、「公園」、「緑地」等の土地利用に制限があり、農家の高齢化や後継者不足とともに、近隣の市街化を踏まえ、土地利用の見直しを望む土地所有者が増加していることから、縁辺部に存する第2種農地及び第3種農地のうち、遊水機能を有していないと認識できる農地は例外的に農地転用を認めることについて県に働きかけること。

5 ▶▶ その他について

- (1) 農業者の所得及び生産意欲の向上のため、都市型農業の利点を活かした消費者との交流場所である道の駅などの大型直売所の設置を推進すること。

農業委員会 活動報告

1 農地の利用状況調査

農業委員会では8月から9月にかけて、農地法に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が、市内農地の利用状況調査を実施しました。

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地は、遊休農地として判定されます。

利用状況調査の結果により遊休農地に判定された農地の所有者には、「利用意向調査書」を送付しますので、調査書が届いた場合は、添付の資料をご確認の上、回答にご協力をお願いします。



農地の所有者の 皆さまへ!!

- 日頃から、除草・耕うん・作付など、農地を適正に維持管理していくことが大切です。
- 雑草等が繁茂している農地がありますと、病害虫等の温床となり、近隣住民や農地の作物にも被害を及ぼすことが考えられます。
- 耕作するのが難しい方や後継者がいなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

2 菜の花の種まき

10月6日(火)に緑区会場、7日(水)に北区会場において、農業委員と農地利用最適化推進委員が菜の花の種まきを行いました。

これは、農業者の高齢化や担い手不足等により耕作されない遊休農地の解消の一助とするとともに、景観作物(菜の花)により都市住民とのふれあいの場の提供にも寄与しようとするものです。



北区会場



緑区会場



農地の安心な貸し借りを考える方へ

農地の貸し借りには、農業経営基盤強化促進法により利用権を設定する方法や農地中間管理機構による農地中間管理事業を活用する方法などがあります。

高齢のため農地を耕作するのが難しい方や後継者がいないために将来の農地の維持管理が心配な方などは、検討してみてもはいかがでしょうか。

▶ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

- 貸借期間は、貸し手と借り手の話し合いにより自由に設定できます。
- 貸借期間が満了すれば自動的に貸借関係が消滅し、確実に貸し手に農地が返還されます。その場合には離作料を支払う必要はありません。
- 貸借期間中は安心して耕作ができます。
- 継続して貸借を希望する場合は、再び利用権を設定することもできます。



問合せ

農業振興課

TEL 829-1805

FAX 829-1966

▶ 農地中間管理事業の活用

- 農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）（以下「機構」という。）が、農地を貸したい人から農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手農業者に貸し付ける事業です。
- 対象農地は、市街化区域以外の農地です。また、埼玉県の場合は、耕作者のいる農地のみを機構が借り受けます。
- 賃貸借による借受けは、原則として、6年以上です。
- 貸付期間満了後にはトラブルの心配もなく、確実に農地が戻ります。
- 契約期間中に耕作できなくなった場合には、機構が市、農業委員会と連携して他の耕作者を探します。（機構が次の耕作者を見つけるまでの間、最長2年間は農地の管理を行います。）
- 自分がリタイアするときに備えて、農地を機構に預けて自ら借り受ける保険的な利用が可能です。
- 現在貸し付けている農地が返されても困らないように、農地中間管理事業に切り替えることが可能です。
- 地域単位で農地中間管理事業に取り組むと、1.0～2.2万円/10aの協力金が地域に交付されます。



令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

1 担い手への農地の利用集積・集約化

| | | | |
|-------------------|--|---|---------------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の耕地面積 3,300ha | これまでの集積面積 447ha | 集積率 13.55% |
| 課 題 | 農地の利用集積を進めるため、担い手の更なる掘り起こしや育成が必要です。 | | |
| 令和2年度の目標 | 集積面積 499ha (うち新規集積面積 11ha) | 目標設定の考え方：耕地面積に対する担い手への農地利用の集積を令和5年度までに742haにするため、今年度の目標を52haとします。 | |
| 活 動 計 画 | 通年を通して、借り手となる担い手と貸し手相互の情報を収集し、利用権設定による貸借を促すことで担い手への集積を推進します。 | | |

2 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

| | | | |
|------------|---|--------------------|-------------------|
| 新規参入の状況 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 |
| | 2経営体 | 9経営体 | 14経営体 |
| | 29年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0.5ha | 2.7ha | 3.2ha |
| 課 題 | 新規参入を促進するためには、耕作農地のあっせん、作業場や施設の確保、農機具の調達など新規就農者に対する支援が必要です。 | | |
| 令和2年度参入目標数 | 8経営体 | 令和2年度参入目標面積 | 2.0ha |
| 活 動 計 画 | 埼玉県農業大学校、農地中間管理機構との連携強化を図るとともに、地域指導農家の拡充に努めます。 | | |

3 遊休農地に関する措置

| | | | |
|-------------------|--|---|-----------------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B / A × 100) |
| | 3,378ha | 78ha | 2.31% |
| 課 題 | 農地の利用状況や農家の意向を的確に把握し、遊休農地を発生させない取組を進める必要があります。 | | |
| 令和2年度の目標 | 遊休農地の解消面積 12.9 ha | 目標設定の考え方：遊休農地を令和5年度までに26.44haとするため、今年度の解消面積目標を12.9haとします。 | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 |
| | | 116人 | 8月～9月 |
| | 農地の利用意向調査 | 調査方法 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 農業委員及び農地利用最適化推進委員が担当地区ごとに現地調査を行うとともに、市関係所管等と連携のもと、調査を実施します。 | 10月～11月 |
| その他 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 11月 | 12月～1月 | |
| | 事前調査、早期指導に取り組みます。 | | |

4 違反転用への適正な対応

| | | |
|-------------------|---|--------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の耕地面積 | 違反転用面積 |
| | 3,300ha | 18.5ha |
| 課 題 | 違反転用事案は、時間の経過とともに、原状回復に向けての是正が困難となっており、早期発見、早期指導が是正に繋がると考えられます。 | |
| 活 動 計 画 | <ul style="list-style-type: none"> ●通 年：「農業委員会だより」「市ホームページ」等を活用した農地転用についての正しい理解と違反転用防止に向けた啓発活動を実施します。 ●10月～：現状把握している違反転用農地所有者に対し、農地法違反であることを改めて認識させ、自らの意思で農地へ復元させるための文書等による是正指導を行います。 ●随 時：新たに判明した違反転用農地については、速やかに現地の状況確認を行うとともに、違反当事者への是正指導を行い、必要に応じて是正計画書の提出、進捗状況の確認を行います。 | |



やめよう! 農地の違反転用



★農地転用とは？

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更することです。
農地転用をするには、許可申請または届出の手続きが必要です。

★手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。
また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。
なお、農業用施設を設置する際にも、許可や届出が必要になります。設置の際はご相談ください。

★違反転用には厳しい措置が…

無断で農地転用すると、3年以下の懲役または
300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

問合せ

農地調整課

TEL 829-1903

FAX 829-1966

相続等により農地を取得した場合には届出を!

●相続または時効取得などにより農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会へ届出（農地法第3条の3の規定による）が必要です。

●届出の期間

農地の権利を取得した日を知った時点から概ね10か月以内。
※この届出により、権利取得の効果が発生するものではありません。

問合せ

農地調整課

TEL 829-1903

FAX 829-1966

お世話になりました

農業委員及び農地利用最適化推進委員 17名が、令和2年4月末日付で退任されました。

本市農業の振興・発展にご尽力いただき、ありがとうございました。

(順不同・敬称略)

農業委員

【第1地区】 森田 博、北見静一、大木 徹、高橋克明、松沢英夫

【第2地区】 若谷茂夫、備藤行雄

【第3地区】 柳沢政弘、加藤勝征、濱野利光、中村一夫、山中裕三

農地利用
最適化推進委員

【第1地区】 塩野谷昌昭、都築佐吉

【第2地区】 武笠佳司、萩原久男

【第3地区】 赤沼 實

農業者年金 加入者の声

子供たちの将来を考えて

A・Nさん（44歳）、K・Nさん（45歳）夫妻
経営内容：トウモロコシ、露地野菜、水稲



夫婦で農業者年金に加入しているA・Nさん（夫44）、K・Nさん（妻45）は、木更津市で約10haの農地にトウモロコシなどの露地野菜と水稲を生産する若手農家だ。家事、子育て、農作業とフル回転のK・Nさんのやりがいは、自分たちが作った農作物を「おいしい」というお客さんの声。夏になると同農園のトウモロコシを心待ちにするお客さんが大勢訪れる。大粒で甘いトウモロコシ「ゴールドラッシュ」に魅了され、常連客が毎年増えている。

K・Nさんと農業者年金の出会いは地元農業委員会からの戸別訪問を受けた時から。

保険料の補助が受けられるという点に魅力を感じ、自ら認定農業者となり、2010年に政策支援加入した。「国民年金だけでは将来が不安。農業者年金は保険料の全額が社会保険料控除の対象になるから節税にもなるし、国からの保険料補助があるというのが一番の魅力。貯金は使うと無くなってしまいうけど、年金はずっともらえるから安心」と農業者年金の良さを感じている。

2人のお子さんは7歳と5歳。年金受給が可能な60歳の時にはちょうど学費が必要な年齢になる。「子供たちが大きくなればお金がかかる。子供たちの将来のためにも農業者年金で安定した生活を送りたい」と笑顔で語ってくれた。

（全国農業新聞・関東版 2017年9月15日号掲載記事より）



問合せ

農業者年金基金

TEL 03-3502-3199

Email info@nounen.go.jp

全国農業 新聞

農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月700円 [送料・税込み]
- 申込：農業委員会事務局へ



編集後記

農業委員会だより第58号をここに発行することができました。

各種活動の実施や取材にご協力いただいた関係者の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

今年は、全国的には、7月に熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨「令和2年7月豪雨」、県内では、8月12日の大雨などの自然災害や新型コロナウイルス感染症対策としての「三つの密」を避けるための日常活動の自粛等により、心労が絶えませんでした。

この様な大変な時節ではありますが、農業者の皆様の暮らしに役立つ情報を「農業委員会だより」において提供していきたいと思っております。より良い農業の将来を作る一助となれば幸いです。

広報委員 小嶋邦彦

広報委員会

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 山本博行 |
| 副委員長 | 関根光一 |
| 委員 | 石井栄寿 |
| | 小嶋邦彦 |
| | 中村義太郎 |
| | 富田優 |